

さいたま市告示第 1 4 2 2 号

令和 7 年度コンディショニングに係る教材等作成業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 9 月 3 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和 7 年度コンディショニングに係る教材等作成業務

(2) 履行場所

さいたま市内

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 2 7 日（金）まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に業種区分「販売」、営業品目「教育用教材等」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者
 - イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 令和 3 年度以降に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体を相手方として、ICT ツールを活用したスポーツに関する生体情報の取得及び当該取得データの分析業務に類する業務の契約（補助金の交付を受けて事業実施した場合を含む。）実績を 2 件以上有するもので

あること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ政策室
電 話 048 (829) 1737
FAX 048 (829) 1996

(2) 交付期間

本告示日から令和 7 年 9 月 16 日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 13 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前 9 時から午後 4 時まで。ただし、交付最終日は午前 9 時から正午までとする。）

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者で、2 の要件を満たしている者は、競争入札参加申込及び参加資格の確認審査（以下「確認審査」という）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 2(6)の経験を証する書類

(2) 受付期間

本告示日から令和 7 年 9 月 16 日（火）まで（休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで）

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

なお、郵送の場合は書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出期間必着とする。

(5) 競争入札参加申込兼資格確認申請書等の不受理

明らかに入札参加資格がないと認められるときは、競争入札参加申込兼資格確認申請書等を受理しない。

(6) 競争入札参加申込兼資格確認申請書等の取り扱い

ア 市は提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等を入札参加資格の確認審査以外には、提出者に無断で使用しない。

イ 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

ウ 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等の変更、差し替え及び再提出は認めない。

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

競争入札参加資格の確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付日時

令和 7 年 9 月 18 日（木）午前 9 時から午後 4 時まで

(2) 交付場所

3(1)に同じ

(3) その他

郵送希望者については、4(1)の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、入札に参加できないものとする。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年9月24日（水）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟 第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年9月24日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、入札価格が同値の場合は、当該者のくじ引きによって落札者を定める。この場合において、当該入札参加者等は、くじを引くことを辞退することができない。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課
電話 048（829）1058 FAX 048（829）1996

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ政策室
電話 048（829）1737 FAX 048（829）1996

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ政策室及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は入札説明書による。